

行政改革推進会議

宮沢経済産業大臣提出資料

平成27年1月26日

民業圧迫とならないための対応（1）

（1）法改正により、政府によるガバナンスを強化し、民業圧迫にならないよう適切に監督

- 商工中金に対して、その業務全体について、他の事業者との適正な競争関係に特に配慮する義務を課し、業務報告書の中で民業補完の徹底のための取組に関する事項を記載することを義務付ける。
- 商工中金に対して、毎年度、民業補完徹底の観点も含め、危機対応業務に関する事業計画を提出し、主務大臣の認可を受けることを義務付ける。

（2）官民の意見交換の場の設置・第三者によるチェック

- 地方銀行及びその全国組織である地方銀行協会との間に連絡窓口を設置し、商工中金と民間金融機関との現場での相互のコミュニケーションを具体的に密にし、地域の中小企業の金融安定化、それを通じた地域経済活性化に資する。
- 民業補完の状況等について、外部有識者の知見も活用し、チェックを行う仕組みを創設する。

民業圧迫とならないための対応（2）

（3）民間協調の取組の一層の推進

- 商工中金は、毎年度の取締役会において「地域金融機関との連携・協調」を経営方針として決定し、営業店長会議等で全営業店長へ周知・徹底。

平成26年度業務運営方針（抜粋）

地域金融機関は、地域経済の活性化という共通の目標を協調して達成するパートナーであり役員や支店長による訪問を活発化し、相互のリレーション構築と協調実績の積み上げにより認識の共有を図る。

- この経営方針の下、地域経済活性化、先進的金融手法、事業再生等の各種分野で民間金融機関と情報交換・協調するべく、約9割の地銀・第二地銀と業務協力文書を締結。

	地銀	第二地銀	信金	信組
地域金融機関数	64	41	267	154
うち業務協力文書締結数	58	38	184	120

（注）平成27年1月26日時点

- 商工中金の取引先のうち96.6%が地域金融機関を始めとする民間金融機関等との協調支援先となっている。（注）平成26年12月末時点での貸出取引先のうち借入先明細データを有する取引先を集計

商工中金のシェア	取引先数	残高(百万円)	先数の割合
100%	1,936	236,764	3.4%
75%以上100%未満	1,595	396,617	2.8%
50%以上75%未満	4,033	835,334	7.0%
25%以上50%未満	12,888	2,596,006	22.4%
25%未満	36,967	4,770,142	64.4%
合計	57,419	8,834,863	100.0%

96.6%

民間金融機関による資金供給の促進

(1) 成長資金の供給促進に関する取組

- 戦略的な海外展開等のためのリスクの高い資金供給や地域中核企業への支援を強化しつつ、民間への呼び水効果や民間による資金供給等を年々チェック。
- 経営者の個人保証を求めない融資や在庫等の流動資産を担保にした融資などの新規融資手法等の民間金融機関へのノウハウの提供や、協調融資の積み重ねによる民間金融機関の目利き力の育成を行う。

(2) 危機対応の確保に関する取組

- 商工中金に対する危機対応業務の実施の義務付けなどの措置について、同業務への民間金融機関の参加の状況等を勘案し、適時に見直しを行うこと、その際、民間金融機関の代表者等からも意見を聴取することを法律に明記する。
- 現行の指定金融機関を活用した危機対応制度の下で、民間金融機関が指定金融機関になるための申請手続きの簡素化や同機関の業務内容の一層の明確化等の運用改善を進める。

(3) その他

- 商工中金に対して、完全民営化に向けた財務基盤強化の取組について、業務報告書に記載することを義務付ける(具体的には、預金等をはじめとした資金調達強化・経営改善支援等の取組の強化による収益向上・システム化等による業務効率化の取組などについて報告させることを検討中)。